

〔第3面〕

既存建築物の増築等に関する報告書(法第20条関係)

【既存部分、増築部分等の面積関係】

		着手年月日	延べ面積					合計
			基準時	合計	現在	工事に伴う 除去部分	申請部分	
A	今回の増改築部分						m ²	ア
	基準時以降増改築済部分	/ /			m ²	m ²	m ²	m ²
B	既存部分(増改築部分と棟続き)	/ /		イ				
	増築等をする独立部分	/ /	m ²		m ²	m ²	m ²	
C	増築等をする独立部分 以外の独立部分	/ /	m ²					
					ア/イ=		%	
D	既存部分(増改築部分と棟別)	/ /			m ²	m ²	m ²	

【既存部分、増築部分等の各規定への適合性】

□ア/イ > 1/2

施行令第 137 条の 2 第1号又は第 2 号に適合			A(増改築部分)	B(既存部分、独立部分)	備考
第一号	イ	政令第 3 章第 8 節			
	ロ	政令第 3 章第 1 節から第 7 節の 2 まで及び第 129 条の 2 の 4			
	ハ	耐久性等関係規定(※1) 平成 17 年告示 566 号第 1-1、1-2(建築設備、屋根ふき材等)			
第二号	イ	政令第 3 章及び第 129 条の 2 の 4			
	ロ	耐久性等関係規定(※1)			
		法第 20 条第二号イ後段及び第三号イ後段(地震に係る部分に限る)【地震時構造計算】			
		平成 18 年告示 185 号【耐震診断】(※1)			
		政令第 82 条第一号から第三号まで(地震に係る部分を除く。)(地震時外構造計算)			
		平成 17 年告示 566 号第 2-2、2-3(建築設備、屋根ふき材等)			

□ア/イ ≤ 1/2

政令第 137 条の 2 第 3 号 イ又はロに適合			A(増改築部分)	B(既存部分、独立部分)	備考
イ	耐久性等関係規定 (※1)				
	イ	政令第 3 章 (第 8 節を除く。)			
	ロ	地震時構造計算			
	ロただし	4 号木造計算 (※2)			
	ハ	地震時構造計算			
		耐震診断 (※1)			
	ニ	政令第 82 条第一号から第三号(地震に係る部分を除く。)(地震時外構造計算)※3 平成 17 年告示 566 号第 3-2、3-3(建築設備、屋根ふき材等)			
ロ ※4	政令第 3 章第 1 節～第 7 節の 2(基礎除く)				
	平成 17 年告示 566 号第 4(基礎補強)				

□ア/イ ≤ 1/20 かつ 50㎡以内

政令第 137 条の 2 第 4 号に適合			A(増改築部分)	B(既存部分、独立部分)	備考
イ	政令第 3 章及び第 129 条の 2 の 4				
ロ	構造耐力上の危険性増大				

※1:増築等をする独立部分以外の独立部分を新耐震基準に適合するものであることを確認する際には、耐久等に係る規定について、現地調査に基づいて確認すること。(耐久性等関係規定の B 欄に「適合」と記入すること。)

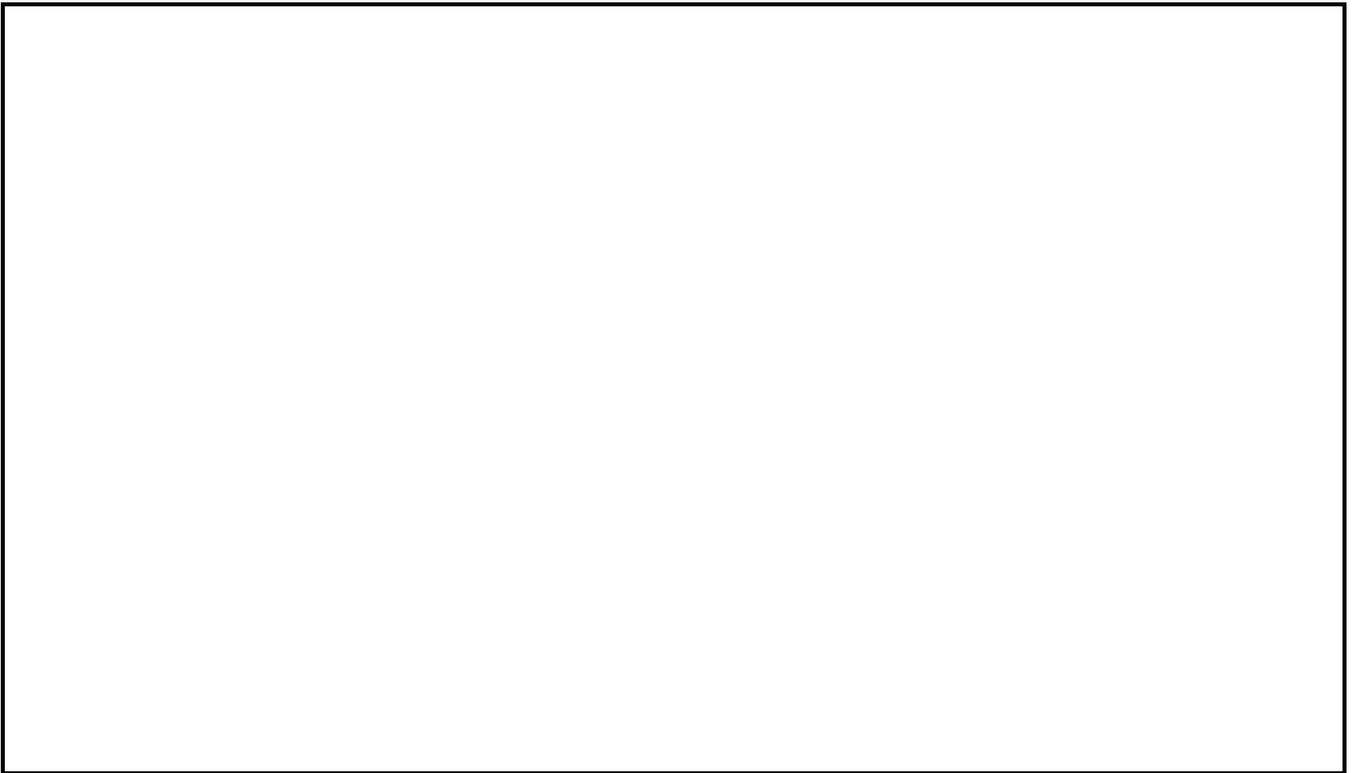
また、地震に対して安全な構造であることについては、検査済証等の写しを添付すること。

※2:法第 20 条第 4 号建築物のうち木造建築物については、建築物全体が政令第 42 条、第 43 条、第 46 条第 1 項から第 3 項まで及び第 4 項(表 3 に係る部分を除く)に適合すれば可とする。

※3:法第 20 条第 4 号建築物のうち木造建築物については、政令第 46 条第 4 項(表 2 に係る部分を除く)に適合すれば可とする。

※4:法第 20 条第 4 号建築物にのみ適用可能とする。

配置図



※ 太線枠内に今回増築等申請にかかる建築物の関係がわかる配置図を記入ください。

用語の説明

A	今回の増改築部分	今回の工事により、増築又は改築を行う部分。	<p>(例)配置図</p>
	基準時以降増改築済部分	今回の工事以前に法第86条の7の緩和により増築等を行った部分。	
B	既存部分(増改築部分と棟続き)	増改築が行われる部分と一体となっている既存建築物の部分	
	増築等をする独立部分	増改築部分とエキスパンションジョイント等で接している独立部分(政令137条の14)	
C	増築等をする独立部分以外の独立部分	増改築部分とエキスパンションジョイント等で接している独立部分以外の独立部分(法第86条の7第2項適用)	
D	既存部分(増改築部分と棟別)	増改築部分と使用上又は防火・避難上で一の建築物とみなされない既存建築物の部分	

(備考)「法」とは建築基準法、「条例」とは大阪府建築基準法施行条例、「政令」とは建築基準法施行令のことをいう。